



COVID-19 関連の税務優
遇措置 ^{P1}

COVID-19 に対応した
DGT 特別救済措置 ^{P3}

DGT システム障害に起因
する行政制裁の免除 ^{P4}

COVID-19関連の税務優遇措置

COVID-19パンデミックは、インドネシア国内の経済及び特定産業の生産性に影響を及ぼす国家緊急事態を招いています。インドネシア政府は影響を受けているこれら産業に対し救済策を提供する必要があると判断しました。これを受けて、財務大臣は財務大臣規則 No.23/PMK.03/2020(以下「PMK-23」)を公布し、2020年4月1日付けで効力を生じました。

PMK-23では以下に規定する指定産業に従事する企業及び従業員を対象とした多数の税務優遇措置が設けられています。

従業員の第21条所得税

インドネシア政府は、下記の全ての条件を満たす従業員を対象に、2020年4月から同年9月までの従業員第21条所得税を負担します：

- 以下のいずれかに該当する雇用主から所得を得ていること：
 - 2018年度法人税申告書(CITR)に記載された事業分野(Klasifikasi Lapangan Usaha/KLU)が PMK-23 の [添付資料 A](#) で記載される事業分野と同一であること、若しくは
 - 輸出目的における輸入優遇措置を認められた企業であること (Kemudahan Impor Tujuan Ekspor/KITE)
- 税務 ID 番号を有していること、及び
- 年間所得 IDR 2 億ルピア(約月額 1670 万ルピア)を超えないこと

優遇措置を適用するには、雇用主は税務登記地の税務署(ITO)に通知書を出さなければなりません。税務当局が納税者に適格性が無いと判断した場合、税務当局は 5 営業日以内に却下通知書を発行しなければなりません。

当該優遇措置は、通知書が提出された月度から 2020 年 9 月度まで有効です。

政府が負担する所得税額は、以下の方法で従業員に直接支給しなければなりません:

- 税額計算を通常の計算式によって実施する。ただし、適格従業員に関連する税額は政府に納付するのではなく、代わりに従業員に直接支給される。
- 従って、報酬パッケージがグロス(総額)ベースである場合、適格従業員はグロス(総額)で支払いを受ける必要がある(税額分の控除無し)。
- 報酬パッケージがネット(純額)ベースである場合、雇用主が通常、政府に納付する税額分を従業員に支給しなければならない。
- 従業員に支給された税額分は、従業員の課税所得額に加算されてはならない。

通知書のテンプレート、上記の方法による計算式の例、及び雇用主が従うべき詳細な行政報告はPMK-23にて記載されています(グロス/ネットのハイブリッドパッケージがある場合の計算例も例示)。

輸入にかかる第22条所得税

輸入にかかる第 22 条所得税は以下のいずれかの条件を満たす企業につき免除されます:

1. 2018 年度法人税申告書にて KLU の記載があり、KLU が PMK-23 の [添付資料 F](#) で記載されるものと同一であること、若しくは
2. KITE 認定企業であること

課税免除は課税免除通知書(Surat Keterangan Bebas/SKB)の形式で認められ、納税者は自らの税務登記地の ITO に申請書を提出しなければなりません。ITO はその受理から 3 営業日以内に承認若しくは却下の通知書を発行しなければなりません。

課税免除の優遇措置は SKB の発行日から 2020 年 9 月 30 日まで効力を継続します。

申請書及び納税者が従うべき詳細な行政報告要件はPMK-23にて明記されています。

第25条所得税

インドネシア政府は、下記のいずれかの条件を満たす納税者を対象に第 25 条所得税の月次納付額の 30%の軽減を認めます:

1. 2018 年度法人税申告書に記載される KLU が PMK-23 の [添付資料 F](#) に記載されるものと同一であること、若しくは
2. KITE 認定企業であること

納税者は自らの税務登記地の ITO に通知書を提出しなければなりません。ITO が納税者を不適格と判断した場合、ITO は 5 営業日以内に却下通知書を発行します。

当該の軽減措置は、通知書を提出した月度から、2020 年 9 月度まで有効です。

通知書テンプレート、軽減額計算式の例、及び納税者が従うべき詳細な行政報告要件は PMK-23 にて規定されています。

付加価値税(VAT)

インドネシア政府は下記のいずれかの条件を満たす納税者を低リスク納税者とみなし、VAT 暫定還付を認めます(従来、これらの納税者は別途専用の申請が必要でした):

1. 2018 年度法人税申告書に記載される KLU が PMK-23 の [添付資料 F](#) に記載されるものと同じであること、若しくは
2. KITE 認定企業であること

さらに、VAT 暫定還付額が 10 億ルピアから 50 億ルピアに増額されています。

上記の条件を満たす納税者は特に申請書を提出する必要はありません。さらに、国税総局(DGT)は還付申請受理時に、納税者が KLU 条件若しくは KITE 条件を満たしている限り、DGT は特に別途、納税者が低リスク納税者であることを通知する必要はありません。

当該優遇措置は 2020 年 4 月度から 2020 年 9 月度までの VAT 申告(修正申告を含む)において有効であり、申告は遅くとも 2020 年 10 月 31 日までに行わなければならない。

COVID-19に対応したDGT特別救済措置

DGT通達 No.SE-13/PJ/2020(詳細は [Tax Flash No. 04/2020](#)をご参照ください)の公布に続き、DGTは決定書 No.KEP-156/PJ/2020を3月20日に発行し、2020年3月14日から同年4月30日をCOVID-19に起因する不可抗力を認める期間とすることを決定しました。

特別救済措置は、以下に規定する税務関連の報告や納税の延滞に対する制裁の免除という形式で提供されます。

個人納税者

個人年次所得税申告書(AITR)の提出及び納税

DGTは、個人納税者が2020年4月30日までに提出する2019年度のAITRの提出と納税の延滞に対する行政制裁を免除します。

DGTは行政制裁について税務追徴書は発行しません。仮にDGTが税務追徴書を既に発行していた場合は、DGTは職権により、行政制裁を免除します。

タックス・アムネ스티年次報告

個人用のタックス・アムネ스티年次報告(従来、提出期限は2020年3月31日)は2020年4月30日まで提出期限を延長することができます。

一般納税者

2020年2月の月次源泉税納税申告書の提出

DGTは、2020年2月期の月次源泉税納税申告書の提出（2020年3月21日から同年4月30日までの期間に実施）の遅滞に対する行政制裁を免除します。ただし、税額の納付は依然として期限通りに実施しなければなりません。

DGTは行政制裁について税務追徴書は発行しません。仮にDGTが税務追徴書を既に発行していた場合は、DGTは職権により、行政制裁を免除します。

法的な対応要請の提出

下記に関して法的な要請を提出する納税者は、申請書提出期限が2020年3月15日から2020年4月30日までの間に到来する場合、最長で2020年5月31日までの延長が認められます：

- 異議申立
- 行政制裁の軽減又は免除に関する二度目の要請、又は
- 税務査定書又は税務追徴書の軽減又は取消に関する二度目の要請

DGTシステム障害に起因する行政制裁の免除

2020年3月20日、DGTは、DGTシステム障害に起因する行政制裁の免除について規定する決定書 No.KEP-157/PJ/2020（以下「KEP-157」）及び決定書 No.KEP-158/PJ/2020（以下「KEP-158」）を公布しました。

VATコンプライアンス問題

VAT課税事業者の電子証明書申請はDGTシステム障害により特定期間（即ち、2020年1月29日から2020年2月3日まで）において受付ができませんでした。

従って、KEP-157の規定に基づき、DGTは下記の全ての行政制裁を免除します：

- 2020年2月1日から同年同月7日まで電子申告システムを通じて提出された、2019年12月期（期限は2020年1月31日）のVAT納税申告の遅滞に対する行政制裁、並びに
- 2020年1月29日から2020年2月3日までVATインボイスの発行義務のあるVAT課税事業者がe-Fakturアプリケーションを通じてVATインボイスを2020年2月3日から同年同月7日付けでしか発行できなかった場合に対する行政制裁

上記の免除は、電子申告システムを通じて2019年12月期における月次VAT納税申告書の提出義務を有するVAT課税事業者のうち、下記の全ての状況に該当する場合に認められます：

- 電子証明書の有効期限が2020年1月31日に到来していること、並びに
- 新規の電子証明書の申請が2020年1月29日から2020年2月7日までに提出されていること

DGTは行政制裁について税務追徴書は発行しません。仮にDGTが税務追徴書を既に発行していた場合は、DGTは職権により、行政制裁を免除します。

電子申告チャネルを通じた、2020年1月期対象の第21条/26条及び4条2項月次源泉税の納税申告

2020年2月20日にDGTアプリケーションの障害が発生し、DGTウェブサイト上の電子申告システムにおける申告書提出で問題が生じました。

KEP-158に基づき、DGTは、2020年1月期対象の第21条/26条及び4条2項月次源泉税納税申告書の提出(期限は2020年2月20日)につき、2020年2月21日から同年同月28日までの期間に、電子申告システム若しくは税務署に直接出向いて、又は配達証明のある郵便/速達サービスを通じて行った申告の遅滞に対し、行政制裁を免除します。

当該の免除は、電子申告システムを通じて第21条/26条及び4条2項月次源泉税を申告する義務を有する納税者のうち、2020年2月20日にDGTウェブサイトを通じて申告ができなかった納税者を対象とするものです。

DGTは行政制裁について税務追徴書は発行しません。仮にDGTが税務追徴書を既に発行していた場合は、DGTは職権により、行政制裁を免除します。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@id.pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@id.pwc.com

Ryosuke R Seto
ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Amit Sharma
amit.xz.sharma@id.pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Mohamad Hendriana
mohamad.hendriana@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@id.pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@id.pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@id.pwc.com

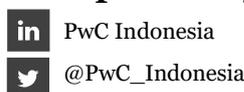
Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id



If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2020 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.